

原議保存期間	10年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

各管区警察局長
警察大学校交通教養部長

殿

警察庁丁規発第120号
令和元年11月28日
警察庁交通局交通規制課長

ゾーン30の整備方針について（通達）

生活道路におけるゾーン対策については、「ゾーン30の推進について」（平成31年3月28日付け警察庁丙規発第11号。以下「局長通達」という。）に基づき、各都道府県警察において推進中であるが、今後の整備方針については道路管理者との更なる連携を図った整備を下記のとおり行っていくこととするので、引き続き生活道路におけるゾーン対策の推進に努められたい。

なお、本通達については国土交通省道路局と調整済みである。

また、「ゾーン30の整備方針について」（平成28年9月30日付け警察庁丁規発第83号）は廃止する。

記

1 整備方針

生活道路におけるゾーン対策については、「第10次交通安全基本計画」において、生活道路における交通安全対策の柱と位置付けられ、ゾーン30整備等の低速度規制を推進しているところ、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路においても、ゾーン30の整備等面的対策を含めた交通安全施設整備を強化することとしており、今後も局長通達の趣旨に基づき、適切な箇所へのゾーン30の推進に努めること。

視覚効果の高い法定外表示やランプ・狭さくといった物理的デバイス等を設置することはゾーン30の整備効果を高めるものであることから、道路管理者と連携してこれらの設置を推進するなど、更なる安全対策を講じていくこと。

このほか、道路交通環境の変化や地域住民の意見等を踏まえ、必要に応じゾーンの拡大等の見直しを行うこと。

2 ゾーン対策上の留意事項

(1) ゾーン設定の考え方

これまでのゾーン設定は、歩行者等の通行が最優先され、通過交通が可能な限り抑制されるという基本的なコンセプトに対する地域住民の同意が得られる地区をより柔軟に設定することとし、主として小・中学校等の通学路を含む区域などを選定の上、ゾーン対策が進められているところ、引き続きこの基本的な考え方に基づき、生活道路における有効な安全対策として、ゾーン30の更なる推進を図ることとする。

また、地域住民等の要望や現場の交通状況等を踏まえつつ、公共施設や病院・児童遊園など高齢者や子供が利用する施設等を含む区域、観光施設等多数の歩行者等の通行が想定される区域など、歩行者等の安全確保を図ることを念頭により柔軟なゾーン設定を検討すること。

特に、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路については、「未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保に向けた緊急安全点検の実施について」（令和元年6月18日付け警察庁丁規発第31号、丁交企発第42号、丁交指発第5号）及び「キッズゾーン創設に伴う交通安全の確保について」（令和元年11月12日付け警察庁丁規発第109号、丁交企発第139号、丁交指発第36号）を踏まえ、ゾーン設定を検討すること。

(2) 分析の高度化によるゾーン対策の実施

より効果的な生活道路対策を実施するため、要対策箇所等の分析や対策実施後の効果検証に当たっては、プローブ情報（自動車の速度に関する情報、急挙動情報など）の活用を検討するなど、分析の高度化を図ること。

(3) 道路管理者との連携

ゾーン内における自動車の速度抑制や通過交通の抑制を図るためには、ランプや狭さくといった物理的なデバイスの設置は有効な対策と認められることから、各道路管理者とゾーン内における物理的デバイスの設置を一層推進すること。

なお、その際、以下に留意すること。

ア 新規のゾーン30の整備

次年度以降に新たに整備するゾーン30については、生活道路対策エリアを合わせて設定することを警察署において各道路管理者と必ず検討を行い、可能な限り整合性が図られるよう調整を行うこと。

イ 既存のゾーン30及び生活道路対策エリアに係る調整

生活道路対策エリアと一部が一致しているゾーン30については生活道路対策エリアに包含されるように調整すること。

また、生活道路対策エリアのみが整備されている箇所については、生活道路対策エリア内にゾーン30を整備することについて検討すること。

ウ 生活道路対策エリア以外での物理的デバイスの整備

生活道路対策エリアと合致していないゾーン30内においても、物理的デバイスの設置等必要な対策を関係者が協力して講ずるよう各道路管理者に積極的に働き掛けること。

(4) ゾーン入口の明確化

ゾーン入口には、最高速度30km/hの背板付きの区域規制標識を設置し、必要に応じ「ゾーン30」の路面表示を併せて設置しているところであるが、ドライバーに対して、ゾーン内は歩行者等の通行が最優先される道路環境であることをより明確に認識させる観点から、シンボルマーク入り看板等法定外表示の活用は有効な対策と考えられるところ、引き続きゾーン入口を明確化するための施策を推進すること。この際、同一の行政区域内や隣接する行政区域においては可能な限りその統一を図るなど、ドライバーにとって分かりやすい表示となるよう留意すること。

3 周知・広報等の推進

ゾーン30の周知・広報については、各都道府県警察において、創意工夫により様々な取組がなされているところであるが、今後も、ゾーン30の趣旨及び設定箇所をドライバー等に周知し、通過交通と自動車の走行速度の抑制を図るため、あらゆる機会や各種広報媒体を活用して、積極的な情報発信に努めること。

4 効果検証等

ゾーン30の整備によって、ゾーン内における交通事故抑止のほか、通過交通や自動車の走行速度が抑制され、歩行者や自転車の安全確保が優先される道路空間となっているか、定期的に効果を検証し、必要に応じ追加対策を講じるなどの見直しを行うこと。

検証に当たっては、道路管理者とゾーン30と生活道路対策エリアの位置情報等を共有するとともに、必要な交通事故データを道路管理者に提供するなど、連携して効果検証を実施すること。